【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】平成25年1月4日

【発行者名】 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡村 進

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファースト スクエア

【事務連絡者氏名】佐井 経堂【電話番号】03-5293-3667

【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

日興UBS米国成長株式リスク・コントロール・ファンド

【届出の対象とした募集内国 当初申込期間:上限2,000億円 投資信託受益証券の金額】 継続申込期間:上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

日興UBS米国成長株式リスク・コントロール・ファンド (以下、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」、「委託者」または「委託会社」という場合があります。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間:上限2,000億円 継続申込期間:上限5,000億円

なお、上記金額には申込手数料(当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する額を含みます。以下同じ。)は含まれません。

(4)【発行(売出)価格】

当初申込期間:1口当たり1円

継続申込期間:買付申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額については、後記「(8)申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記 照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額(信託財産の資産総額から負債総額を控除した額)を計算日における 受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(5)【申込手数料】

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%(税抜3.5%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(6)【申込単位】

1円または1口単位(当初1口=1円)を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

当初申込期間:平成25年1月21日から平成25年2月14日まで

継続申込期間:平成25年2月15日から平成26年5月13日まで

ただし、継続申込期間中は、申込日がロンドンもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、買付申込の受付けは行いません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所の詳細は、後記照会先にお問い合わせください。 また、取扱店につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

当初申込期間

継続申込期間

買付申込者は、当初申込期間中に申込代金を販売会社にお支払いください。当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、当初設定日(平成25年2月15日)に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社(受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社)の指定するファンド口座に振り込まれます。

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。買付申 込受付日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して 受託会社(受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社)の指定するファンド口座に振り込まれ ます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、前記「(8)申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

買付申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込ください。

当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資することができる「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。ただし、平成25年1月4日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

「分配金再投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。(以下同じ。)

当初申込期間中は、当初申込期間の最終日(平成25年2月14日)の午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを申込受付分とします。また、継続申込期間中は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、継続申込期間中は、申込日がロンドンもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、お申込の受付けを行いません。受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日(上記のお申込の受付けを行わない日を除きます。)扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込を取り消すことがあります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/ 委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

米国の証券取引所に上場している株式に投資 を行い、独自のリスク・コントロール戦略により、株価下落時の抵抗力を高めることを目指して運用を行います。

主として「UBS米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド」(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて投資を行うファミリーファンド方式により運用を行います。

信託金限度額

5,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 海外 / 株式に属します。以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託 財産とともに運用されるファンド	
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの		
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする	
株式	組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする	

<属性区分表>

投資対象資産 決算頻度 投資対象地域 投資形態 為替ヘッジ 株式 年1回 一般 大型 中小型 中小型 (隔月) 公債 社債 その他債券 グローバル(含む 日本 日本 100000000000000000000000000000000	一周正位力权。	1	1	r	
一般 大型 中小型 中小型 債券 年4回 年6回 北米 (隔月) 欧州 一般 公債 公債 (毎月) 才セアニア 社債 日々 中南米 その他債券 不動産投信 ファンド・オブ ・ファンズ	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
正券(資産複合(株 式・その他資産(株価 指数先物取引)))) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	一大小 一 会 中 一 大小 一 会 中 一 大小 一 公社債	年2回 年4回 年6回 (隔12回 (年) 年年 年年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	日本) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ンド ファンド・オブ	

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表における用語の定義

周は色力なにの力を打出のた我			
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの			
その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・ その他資産(株価指数先 物取引)))))	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として株式および株価指数先物取引に投資するもの		
年1回	年1回決算する		
北米	組入資産による投資収益が日本を除く北米地域の資産を源泉とする		
ファミリーファンド	親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資する		
なし(為替ヘッジ)	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジ を行う旨の記載がないもの		

(注)前記商品分類表においては投資対象資産を「株式」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式により投資を行い、実質的な株式組入比率を株価指数先物取引を活用して調整しますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・その他資産(株価指数先物取引))))」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人 投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp) をご覧ください。

1 高い収益性、成長性が期待される米国株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

• 銘柄選択にあたっては、将来の成長余地やその持続期間について、市場が織り込み切れていない優れた企業で、 株価上昇が期待できる銘柄を選別します。

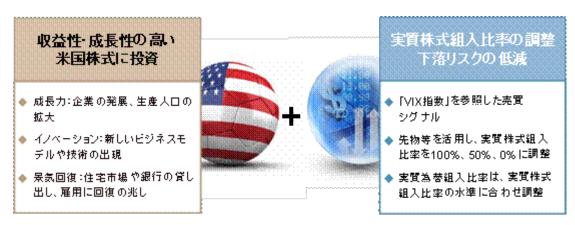
2 独自のリスク・コントロール戦略により、株式および為替に対する投資リスクの低減を図ります。

- VIX指数 ¹を活用した独自の売買シグナルに基づき、株価指数先物取引(以下「先物」または「先物取引」 という場合があります。)を用いて、機動的に実質的な株式組入比率の変更を行います。
- 実質株式組入比率 ²および実質為替組入比率 ²は、概ね100%、50%、0%の3通りとなることを目指します。
 - 1 「VIX指数」(THE CBOE VOLATILITY INDEX® VIX®)とは、シカゴ・オプション取引所(CBOE)により開発・公表される指数で、S&P500のオプションを基に算出されています。一般には、将来の株式市場に対する投資家心理を示す数値と言われており、数値が高いほど投資家が相場の先行きに不透明感を持っているとされています。
 - 2 実質株式組入比率とは、現物株式の買いに株価指数先物取引の売り建ておよび買い建てを合成した実質的な株式の割合をいい、実質為替組入比率とは、当該実質株式組入比率に相当する外貨建資産の割合をいいます。(以下同じ。)

ファンド名における「リスク・コントロール」とは、当ファンドにおける「リスク・コントロール戦略」を指しています。 当該「リスク・コントロール戦略」は、VIX 指数を参照し、市場リスク(変動率)の増減によって実質株式組入比率を変更することで、市場リスク増大時に下落リスクに対する抵抗力をつけることを目指しますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

ファンドのポイント

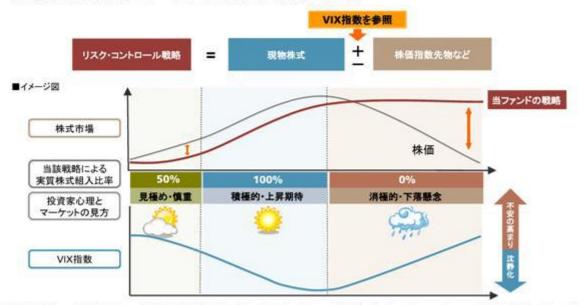
- 経済ファンダメンタルズの改善が注目される米国で、高い収益成長が見込まれる銘柄群に投資します。
- VIX指数を参照し、先物等を利用して実質株式組入比率を調整し、下落リスクの低減を目指します。



※上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

■ UBS独自のリスク・コントロール戦略

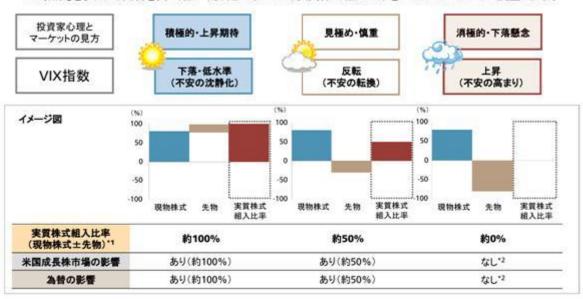
UBS独自のリスク・コントロール戦略は、VIX指数を参照する独自の売買シグナルに基づき、株価指数先物取引を用いて、実質株式組入比率をコントロールすることでリスクの低減を図ります。



上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。当ファンドは、あくまでもリスク・コントロール戦略の売買シグナルにおいてVIX指数を参照するものであり、ファンド自体がVIX指数に連動する投資成果を目指すものではありません。当該リスク・コントロール戦略において、VIX指数と市場の動き方によっては当該戦略が効果的に機能しない場合があります。その場合、市場の下落リスクを低減できないことや、市場の上昇に追随できないことがあります。また、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

■ 実質株式組入比率のイメージ

・「VIX指数」を参照し、先物を買い建て・売り建てることで、実質株式組入比率を100%・50%・0%に調整します。



- *1 実質株式組入比率100%は、現物株式の買いおよび先物の買い建てで構成されます。同比率50%・0%は、現物株式の買いおよび先物の寄り建てで構成されます。
- 物の売り建てで構成されます。 *2 株式および為替の市場変動の影響を、完全に排除できるものではありません。また、為替については、外貨と円の金利差分に相当する為替取引コストがかかります。

る合質取引ストバックよう。 上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。当ファンドは、あくまでもリスク・コントロール戦略の売買シグ ナルにおいてVIX指数を参照するものであり、ファンド自体がVIX指数に連動する投資成果を目指すものではありません。当該リスク・コント ロール戦略において、VIX指数と市場の動き方によっては当該戦略が効果的に機能しない場合があります。その場合、市場の下落リスクを 低減できないことや、市場の上昇に追随できないことがあります。また、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、 また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

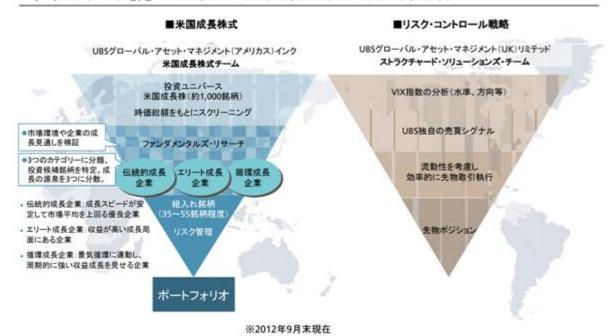
■ 運用体制とプロセス

- ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループのグローバルな運用体制を活用して運用を行います。
- マザーファンドにおける運用の指図に関する権限を下記の通り委託します。

〈米国成長株式〉 UBSグロ

UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク

〈リスク・コントロール戦略〉 UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド



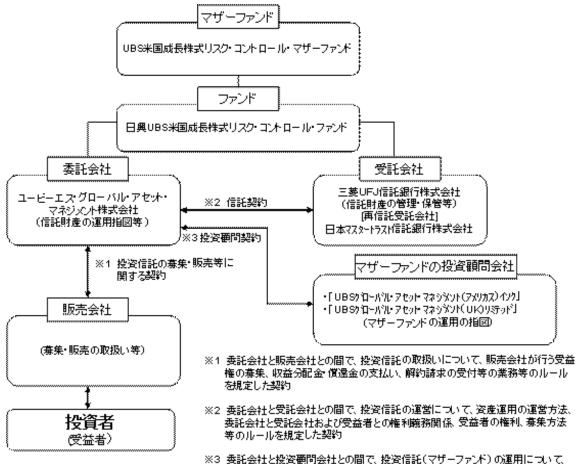
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成25年2月15日 信託契約締結、設定日、運用開始(予定)

(3)【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み



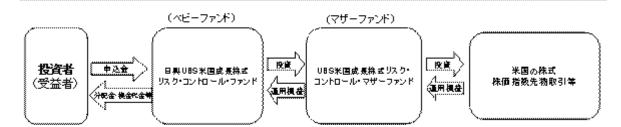
※3 受託会社と反复観測会社との間で、反复信託でもファステンの雇用によって 運用の指図に関する権限を委託する契約

当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行います。

◆ ファミリーファンド方式について ◆

当ファンドは「UBS米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド」を親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。

 「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに 投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社の概況(平成24年11月末日現在)

1)資本金 22億円

2)沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更 平成12年7月 1日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に 商号変更 平成14年4月 8日

3) 大株主の状況

株主名	住 所	持株数	持株比率
エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

UBS米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、高い収益性、成長性が期待される米国株式*1に投資を行い、独自のリスク・コントロール戦略*2により、株価下落時の抵抗力を高めること目指して運用を行います。

'米国の証券取引所に上場している株式をいいます。

 *2 VIX指数 *3 を活用した独自の売買シグナルに基づき、株価指数先物取引を用いて、機動的に実質的な株式組入比率 $^{(注)}$ の変更を行います。

*3 「VIX指数」 (THE CBOE VOLATILITY INDEX® - VIX®)とは、シカゴ・オプション取引所(CBOE)により開発・公表される指数で、S&P500の オプションを基に算出されています。一般には、将来の株式市場に対する投資家心理を示す数値と言われており、数値が高いほど投資家が相場 の先行きに不透明感を持っているとされています。

マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

マザーファンドを通じて現物株式への投資を行い、また株価指数先物取引を活用することによって、実質的な株式組入比率 (注)の変更を行います。株価指数先物取引は、VIX指数を活用した独自のアルゴリズムに基づき行います。

マザーファンド受益証券への投資は高位を維持し、投資割合には制限を設けません。

マザーファンドを通じて投資を行う実質株式組入比率^(注)に相当する外貨建資産については、原則と して対円での為替へッジを行いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(注)実質的な株式組入比率および実質株式組入比率とは、現物株式の買いに株価指数先物取引の売り建ておよび買い建てを合成した実質的な株式の割合をいいます。

(2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)および特定資産以外の資産とします。

- 1.特定資産
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、後記「(5)投資制限 その他の投資制限のうち、(先物取引等の運用指図)、(スワップ取引の運用指図)および (金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)」に定めるものに限りま す。)に係る権利
 - 八.約束手形(金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。)
 - 二.金銭債権
- 2.特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるUBS米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンド受益証券および、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
- 6.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 8.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定める ものをいいます。)
- 9.協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

- 10.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 株予約権証券
- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい ます。)
- 15.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、 有価証券に係るものに限ります。)
- 18.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書、13ならびに18の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2から7までの証券および13ならびに18の証券または証書のうち2から7までの性質を有するものを以下「公社債」といい、14および15の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

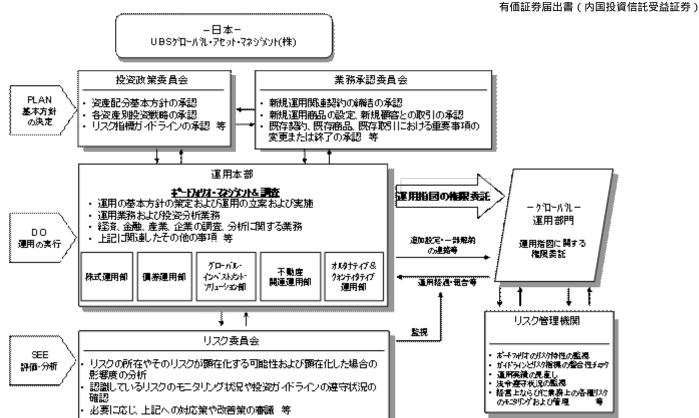
[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

信用取引、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引、有価証券の貸付、有価証券の空売り、有価証券の借入、外国為替予約、資金の借入れ等の指図を行うことができます。 詳しくは、後記「(5)投資制限」をご覧ください。

(3)【運用体制】



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成24年11月末現在)

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部(15~20名程度)は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織> 投資政策委員会:

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会:

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、経理部長、またはその代理の8~10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会:

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況などの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則として議長であるチーフ・オペレーティング・オフィサーが毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・オペレーティング・オフィサー、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年2月14日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき 分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

(注)分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。

なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年1月4日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

[信託約款による投資制限]

以下、マザーファンドへの投資を通じた投資資産を含みます。

株式(現物株式)への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券 への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場 急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

その他の投資制限

(投資する株式の範囲)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行う ことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売り出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の 新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託 財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを 除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る 先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行 うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る 先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取 引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(金融商品取引法第28条第8項第3号二および第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)等(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保 の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替 先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、

原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢 金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- e. 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- f.「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- g. 「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日 を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したとき の差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a.各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記(有価証券の借入)の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うことができます。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が、信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(外国為替予約の指図)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他資産をいいます。)とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額 (信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産に占める当該資産の

時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。) との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジ のため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(資金の借入れ)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い 資金手当て(一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を 目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもっ て有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日か ら信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開 始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合 の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の 合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業 日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資 信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数 に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得 することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変 動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な 方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティ ブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権 付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないもの とします。

UBS米国成長株式リスク・コントロール・マザーファンドの概要

	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社(E12473)
	有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 【
	現物株式の銘柄選択にあたっては、将来の成長余地やその持続期間につい て、市場が織り込み切れていない優れた企業で、株価上昇が期待できる銘 柄を選別します。 現物株式への投資に加え、株価指数先物取引を活用することによって、実
	質的な株式組入比率 ^(注) の変更を行います。株価指数先物取引は、VIX指数
	を活用した独自のアルゴリズムに基づき行います。 現物株式の組入比率は、株価指数先物取引にかかる委託証拠金の水準等を 勘案し決定するものとします。株価指数先物取引の組入比率は、VIX指数の 絶対水準およびVIX指数の傾きに応じて算出されたシグナルに基づき売り 建てまた買い建てを行い決定されます。現物株式に株価指数先物を合成し
	た実質株式組入比率 ^(注) は、信託財産の純資産総額の概ね100%~0%の範囲とし、基本的には100%、50% 0%の3通りとなることを目指します。
	実質株式組入比率 ^(注) に相当する外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。 UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インクに、米国
	ムに基づいた株価指数先物取引の運用の指図に関する権限を委託します。 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用がで きない場合があります。
15.55	原則として売買シグナルの算出を目的としてVIX指数を参照いたしますが、CBOEはVIX指数の公表を継続する義務はなく、予告無く公表を中止する場合があります。またCBOEはVIX指数の計算方法に著しい変更を行う場合
投資方針	があります。その場合、当ファンドの投資目的、投資方針が達成されないことがあります。当ファンドは、あくまでもVIX指数を参照するものであり、
	VIX指数に連動する投資成果を目指すものではありません。 (注)実質的な株式組入比率および実質株式組入比率とは、現物株式の買いに株価指数先物取引の売り建ておよび買い建てを合成した実質的な株式の割合をいいます。
	< マザーファンドの運用の指図権限の内容等 > 委託先の名称 ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
	委託先の所在地 ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク One North Wacker Drive Chicago, IIIinois USA ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド 21 Lombard Street, London EC3V 9AH United Kingdom
	委託の内容 ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク 米国株式の運用の指図等 ・ UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
	アルゴリズムに基づいた株価指数先物取引の運用の指図等 委託の費用 マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。ただし、報酬の額は、委託会社が
	受ける報酬の範囲内とします。 委託中止等 委託を受けた者が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用 の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生 ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託
	会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。
主な投資対象	米国の証券取引所に上場している株式を主要投資対象とします。なお、株価 指数先物取引を活用することにより、実質的な株式組入比率の変更を行いま す。
	株式(現物株式)への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券 への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内としま
 主な投資制限 	す。 上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時 売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。) な投資信託証券をいいます。)を除きます。
	外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

株式の価格変動リスク

当ファンドは株式および株価指数先物取引への投資を行いますので、株式投資にかかる様々な投資リスクを伴います。一般に株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動しますので、短期的または長期的に大きく下落することがあり、株価の下落は当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業や先物ブローカーが倒産した場合等には投資資金が回収できないことがあり、その場合、基準価額に影響を与える要因となります。

為替変動リスク

実質株式組入比率(現物株式の買いに株価指数先物取引の売り建ておよび買い建てを合成した実質的な株式の割合)に相当する外貨建資産を円貨ベースにした場合の資産価値は、為替レ・トの変動による影響を受けることになります。為替レ・トは短期間に大幅に変動することがあり、為替の変動に伴い当ファンドの基準価額も変動します。なお、実質株式組入比率を0%とした場合に残る外貨建資産のエクスポージャーに対しては、為替取引により、為替変動リスクを低減します。この場合、当該為替取引によりコストが発生した場合には、基準価額の変動要因となることがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

流動性リスク

市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券や先物取引の建て玉等を市場実勢から期待される価格で売却あるいは清算できないことがあります。

当ファンドの戦略に関するリスク

- 市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、市場の下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追随できない場合があります。
- ファンドが保有する現物株式と株価指数先物取引の対象となる株価指数とでは、保有または採用される銘柄数、ウエイトなどのすべてが一致するものではありませんので、実質株式組入比率の引き下げのために株価指数先物取引を売り建てている場合の、保有現物株式と株価指数先物取引の値動きの差は、当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、損失を被る可能性があります。
- ファンド名における「リスク・コントロール」とは、当ファンドにおける「リスク・コントロール戦略」を指しています。当戦略は、VIX指数を参照し、市場リスク(変動率)の増減によって実質株式組入比率を変更することで、市場リスク増大時に下落リスクに対する抵抗力をつけることを目指しますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。
- 参照するVIX指数の公表元で、指数公表中止や著しい計算方法の変更が行われる場合があり、その場合、当ファンドの投資目的、投資方針が達成されないことがあります。なお、VIX指数の廃止や指数公表元の破綻などにより指数の参照が困難となった場合、当戦略におけるVIX指数の有効性が著しく低下したと委託会社が判断した場合などには、当ファンドは繰上償還することが

あります。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・[分配金に関する留意点] 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、 政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を 下回る可能性があります。

|投資信託に関する一般的な留意事項

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保 護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありませ ん。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイド ラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%(税抜3.5%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(2)【換金(解約)手数料】

・換金手数料: ありません。

・信託財産留保額: 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の率を乗じて得た額

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

(年率表示、カッコ内は税抜表示)

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.9635%	1.0815%	0.8085%	0.0735%
(1.87%)	(1.03%)	(0.77%)	(0.07%)

マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払 われます。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として信託財産中から支弁します。

監查費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1. 受益権の管理事務に関連する費用
- 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
- 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に 係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(注)前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に

金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、 表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除は適用されません。)を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座(源泉徴収選択口座)をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%(所得税7%、復興特別所得税0.147% ^(注) および地方 税3%)
平成26年1月1日から	20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315% ^(注) および地 方税5%)

(注)平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

< 損益通算 >

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率		
平成25年12月31日まで	7.147%(所得税7%および復興特別所得税0.147% ^(注))		
平成26年1月1日から	15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315% ^(注))		

(注)平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

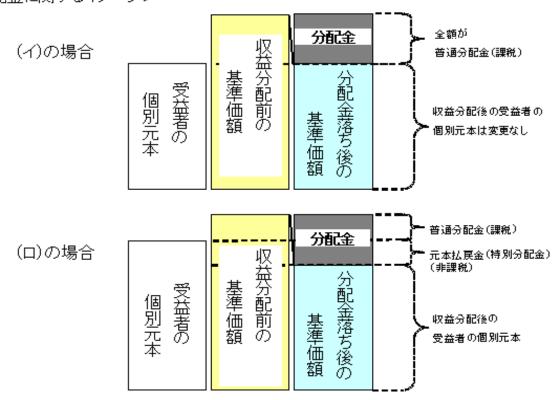
分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。 受益者が分配金を受け取る際、

- (イ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。 なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用		
購入時 購入時手数料				購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、 3.675%(税抜 3.50%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定
		める方法により支払うものとします。		
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。		

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用				
保有時	運用管理費用	日々の純資産総額に	丰率1.9635% (税抜	(年率1.87%)を乗じる	て得た額とします。	
	(信託報酬)	A94	内訳(年	率表示、カッコ内は税	抜表示)	
		合計	委託会社	販売会社	受託会社	
		1.9635%	1.0815%	0.8085%	0.0735%	
		(1.87%)	(1.03%)	(0.77%)	(0.07%)	
		託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。				
	その他の費用・ 手数料	産総額に対して上限: ※原則として、毎計: ときファンドから支 ・信託財産に関する租	年率 0.10%)を間接 算期間の最初の6ヵ 払われます。 税、組入有価証券の	的にご負担いただく場 月終了日、毎計算其 D売買委託手数料、9	別末または信託終了の 外国での資産の保管3	
		用等が、原則として劉 ※信託財産の規模、 表示することができ	取引量等により変動		「。 金額および計算方法?	

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

- ◎税金は表に記載の時期に適用されます。
- ◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および價還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

- ※上記は平成25年1月1日現在のものです。平成26年1月1日以降は20.315%となる予定です。
 - なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ※法人の場合は上記と異なります。
- ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

ファンドは平成25年2月15日から運用を開始する予定のため、平成25年1月4日現在において「5 運用状況」の各項目に記載すべき事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】 該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(申込期間)

- ・ 当初申込期間:平成25年1月21日から平成25年2月14日まで
- ・ 継続申込期間:平成25年2月15日から平成26年5月13日まで なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(買付申込の受付け)

- ・ 当初申込期間中は、当初申込期間の最終日(平成25年2月14日)の午後5時までに、販売会社所定の 事務手続きが完了したものを申込受付分とします。また、継続申込期間中は、原則として、販売会社 の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完 了したものを当日の申込受付分とします。
- ・「分配金再投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約(同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。)を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの 受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にか かる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払 いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うこと ができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関 等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通 知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の 規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、当 初設定については設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機 関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(買付単位)

・1円または1口単位(当初1口=1円)を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。 「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(買付価額)

- ・ 当初申込期間:1口当たり1円
- ・ 継続申込期間:買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

(買付代金の支払い)

・ 販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

(買付申込受付けの中止等)

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込を取消すことがあります。

(買付申込不可日)

買付申込日がロンドンもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、 買付申込は受付けません。

2【換金(解約)手続等】

(換金申込の受付け)

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会 社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- (注)換金(解約)の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者 の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の 口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座におい て当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(換金単位)

・ 1円または1口を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(換金価額)

・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。

換金時の費用や税金についての詳細は前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

(換金代金の支払い)

・ 原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

(換金申込受付けの中止等)

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込を取消すことがあります。
- ・ 前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。

(換金申込不可日)

・ 換金申込日がロンドンもしくはニューヨークの証券取引所または銀行の休業日と同日の場合には、換金申込は受付けません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(基準価額の算定)

・基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産(外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。)の円換算については、 原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(基準価額の算出頻度と公表)

・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成25年2月15日から平成35年2月14日までとします。ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。また、後記「(5) その他[信託の終了]」に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として毎年2月15日から翌年2月14日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。なお、第1期決算日は平成26年2月14日とします。

(5)【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- a. 委託会社は、信託期間中において、VIX指数の廃止や指数公表元の破綻により当該指数の参照が困難となったとき、リスク・コントロール戦略におけるVIX指数の有効性が著しく低下したと委託会社が判断したとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が20億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし たときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場 合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適 用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎年2月の決算時および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買 状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a.の事項(前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の 議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からf.にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利 義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から 別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- b. マザーファンドの投資顧問会社との投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再 投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引き後、原則として無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金支払いコース」をお申込の場合は、分配金は税引き後原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。ただし、平成25年1月4日現在、「分配金支払いコース」を取り扱う販売会社はありません。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。 以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日目まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部 解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

(5) 信託約款の解約または重要な約款変更に異議を述べ受益権の買取りを請求する権利(反対者の買取 請求権)

信託約款の解約または信託約款の重要な変更が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは平成25年2月15日から運用を開始する予定のため、平成25年1月4日現在において下記の各項目に記載すべき事項はありません。 なお、ファンドの財務諸表監査は、新日本有限責任監査法人が行う予定です。

1【財務諸表】

- (1)【貸借対照表】 該当事項はありません。
- (2) 【損益及び剰余金計算書】 該当事項はありません。
- (3) 【注記表】 該当事項はありません。
- (4) 【附属明細表】該当事項はありません。
- 2【ファンドの現況】 【純資産額計算書】 該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託会社は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できる ものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】(平成24年11月末日現在)

a 資本金の額 22億円

b 会社が発行する株式総数 86,400株 c 発行済株式総数 21,600株

d 資本金の額の増減(最近5年間) 該当事項はありません。

e 会社の機構

経営体制

(取締役会)

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

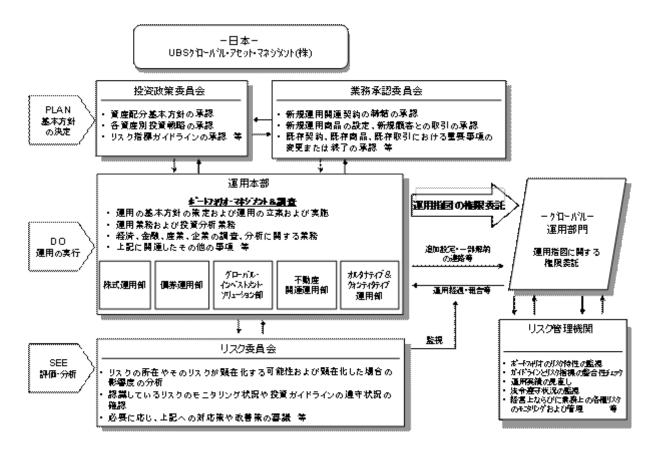
(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



(平成24年11月末日現在)

上記は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年11月末日現在、以下のとおりです。(ただし、親投資信託は除きます。)

種類	ファンド数	純資産総額(百万円)
単位型株式投資信託	1	5,633
追加型株式投資信託	80	933,471
合計	81	939,105

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

			-447	l		
期別		第1	6期	第17期		
771 81		(平成23年	(平成23年3月31日)		(平成24年3月31日)	
科目	注記番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)	
(資産の部) 流動資産						
現金・預金	*1		3,501,780		4,527,037	
未収入金	*1		146,056		236,315	
未収委託者報酬			1,775,081		1,166,243	
未収運用受託報酬	*1		336,934		412,520	
その他未収収益	*1		543,280		755,597	
繰 延 稅 金 資 産			138,400		97,190	
その他			29,500		8,893	
流 動 資 産 計			6,471,034		7,203,797	
固定資産						
投資その他の資産			621,100		533,670	
繰延 税 金 資 産		576,100		488,670		
ゴルフ会員権		45,000		45,000		
固定資產計			621,100		533,670	
資產合計			7,092,134		7,737,467	

#B Bit		第16期		第17期	
期別		(平成23年		(平成24年3月31日)	
科目	注記番号	内訳	金額(千円)	内訳	金額(千円)
(負债の部)					
流 動 負 债					
預 り 金			88,427		145,046
未 払 費 用	*1		1,725,001		1,350,117
未 払 消 費 税			35,098		21,288
未払法人税等			683,561		337,901
黄 与 引 当 金			137,694		122,466
そ の 他			1,085		3,249
流動負債計			2,670,868		1,980,069
固定負債					
退職給付引当金			226,539		291,417
固定負债計			226,539		291,417
負债合計			2,897,407		2,271,487
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			1,994,727		3,265,979
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
繰越利益剰余金		1,444,727		2,715,979	
純 資 産 合 計			4,194,727		5,465,979
負債・純資産合計			7,092,134		7,737,467

(2)【損益計算書】

期別		「 自 平成	第16期 22年4月1日)	┌ 自 平成	第17期 23年4月1日)
		し 至 平成	23年3月31日]	【 至 平成	24年3月31日 丿
科目	注記 番号	内訳	金 額 (千円)	内訳	金 額 (千円)
営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計	*1 *1	9,217,542 1,781,675 1,903,468	12,902,686	8,948,072 1,523,631 2,079,932	12,551,636
営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費費 営業雑経費		5,236	4,505,445 169,891 76,555 61,581	6,321	4,481,341 143,998 76,822 91,557
印刷費協会費 協会での他 営業費用計	*1	2,899 18,598 34,845	4,813,473	2,383 19,197 63,653	4,793,720
一般管理費 給 料 役 負 報 酬 給 料・手 当	*1	270,801 1,618,194	2,809,103	229,059 1,760,034	2,769,198
交 与 交 費 支 費 費 費 費 費 租 税 課 料 基 費 財 費 再 費 基 費	*1	920,107	42,685 73,588 40,230 279,923 196,591 2,040,221	780,105	49,888 82,604 37,564 259,656 265,690 1,884,416
諸 経 費 一般管理費計 宮業 利益			51,240 5,533,585 2,555,626		75,972 5,424,992 2,332,923
営業外収益 受取利息 為替差益 雑収入		798 24,194 2,141		338 24,163 1,187	
営業外収益計 経 常 利 益			27,135 2,582,762		25,688 2,358,612
税 引 前 当 期 純 利 益	\Box		2,582,762		2,358,612
法人税、住民税及び事業税	$\vdash \vdash$		1,264,249		958,720
法 人 税 等 調 整 額	$\vdash \vdash$		△ 123,800		128,640
当期純利益			1,442,312		1,271,252

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

			(+ 12.11.1)
		第16期	第17期
株主資本		「 自 平成22年4月1日)	「自平成23年4月1日)
		【至 平成23年3月31日】	【至平成24年3月31日】
資 本 金	当期首残高	2,200,000	2,200,000
	当期変動額	_	_
	当期末残高	2,200,000	2,200,000
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高	550,000	550,000
	当期変動額	_	_
	当期末残高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高	1,546,814	1,444,727
	当期変動額 剰余金	の配当 △1,544,400	-
	当期系	屯利益 1,442,312	1,271,252
	当期末残高	1,444,727	2,715,979
利益剰余金合計	当期首残高	2,096,814	1,994,727
	当期変動額	△ 102,087	1,271,252
	当期末残高	1,994,727	3,265,979
株主資本合計	当期首残高	4,296,814	4,194,727
	当期変動額	△ 102,087	1,271,252
	当期末残高	4,194,727	5,465,979
純資産合計	当期首残高	4,296,814	4,194,727
	当期変動額	△ 102,087	1,271,252
	当期末残高	4,194,727	5,465,979

重要な会計方針

1. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

第16期	第17期
(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
6,411千円	7,876千円

(2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計 基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

(単位:千円)

		(+12,113)
	第16期	第17期
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
現金・預金	514,565	2,685,819
未収入金	12,057	1,383
未収運用受託収益	3,932	4,044
その他未収収益	153,365	305,772
未払費用	47,495	111,449

(損益計算書関係)

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

(単位:千円)

		*
	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
運用受託報酬	9,428	3,626
その他営業収益	334,026	530,376

事務委託費	171,540	150,692
給料・手当	79,276	42,399
賞与	19,787	-
営業雑経費 その他	10,124	40,527

(株主資本等変動計算書関係)

第16期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

第17期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている

信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第16期(平成23年3月31日)

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金		3,501,780	3,501,780	-
未収委託者報酬		1,775,081	1,775,081	-
未収運用受託報酬		336,934	336,934	-
その他未収収益		<u>543,280</u>	<u>543,280</u>	_ <u>-</u> -
	資産計	6,157,075	6,157,075	-
未払費用		1,725,001	1,725,001	-
未払法人税等		683,561	<u>683,561</u>	
	負債計	2,408,562	2,408,562	-

第17期(平成24年3月31日)

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金		4,527,037	4,527,037	-
未収委託者報酬		1,166,243	1,166,243	-
未収運用受託報酬		412,520	412,520	-
その他未収収益		<u>755,597</u>	<u>755,597</u>	
	資産計	6,861,398	6,861,398	-
未払費用		1,350,117	1,350,117	-
未払法人税等		337,901	337,901	
	負債計	1,688,018	1,688,018	-

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

第16期(平成23年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超
現金・預金	3,501,780	-
未収委託者報酬	1,775,081	-
未収運用受託報酬	336,934	-
その他未収収益	543,280	
合計	6,157,075	-

第17期(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超
現金・預金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬 その他未収収益 合計	4,527,037 1,166,243 412,520 <u>755,597</u> 6,861,398	- - - -

(退職給付関係)

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券会社及びユービーエス・エイ・ジー銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

	第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	763,195	804,804
(2) 年金資産	536,656	513,386
(3) 退職給付引当金	226,539	291,417

3. 退職給付費用に関する事項

(単位:千円)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
(1) 勤務費用	136,961	135,018
(2) 利息費用	8,408	9,685
(3) 期待運用収益	2,537	3,112
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599	75,513
(5) 過去勤務債務	40,425	
小計	187,857	217,104
(6) 確定拠出年金拠出額	306	5,741
(7) 特別退職金	8,428	42,845
合計	196,591	265,690

- 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
 - (1)退職給付見込額の期間配分方法 支給倍率基準
 - (2)割引率

第16期	第17期	
(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日	
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)	
1.31%	1.00%	

(3)期待運用収益率

第16期	第17期
(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
0.58%	0.58%

(4)過去勤務債務の処理年数

発生時一括処理

(5)数理計算上の差異の処理年数

発生時一括処理

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

		第16期	第17期
		(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
繰 延 税 金 資 産			
未 払 費 用		33,500	25,940
未払事務所税		2,400	3,120
減価償却超過額		14,800	18,230
未払事業税		53,700	26,240
株式報酬費用		208,400	217,050
退職給付引当金		351,100	251,610
賞与引当金		48,600	41,890
その他		2,000	1,780
評価性引当額		-	-
	合計	714,500	585,860

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

第16期 (平成23年3月31日)	第17期 (平成24年3月31日)
40.65%	40.65%
3.62%	3.44%
-	2.21%
0.11%	0.20%
44.16%	46.10%
	(平成23年3月31日) 40.65% 3.62% - 0.11%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.65%から、平成25年1月1日から平成27年12月31日までに解消が見込まれる一時差異については38.01%に変更し、平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%に変更しております。この税率の変更により繰延税金資産の純額は52,030千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額

は同額増加しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

第16期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

日本	米国	その他	合計
1,630,090千円	1,369,297千円	685,755千円	3,685,144千円

委託者報酬 9,217,542千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

第17期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

日本	米国	その他	合計
1,305,482千円	1,381,070千円	917,011千円	3,603,563千円

委託者報酬 8,948,072千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

第16期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,055,053千円	投資運用

第17期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	2,298,081千円	投資運用

- (注)委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。
- (*1) UBSグループは、UBS AG(本店:スイスのバーゼルおよびチューリッヒ)を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

第16期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(1) 親会社

種類	会社等の名称	住 所	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有 (被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	ユービーエス.エ イ.ジー(ロンド ン証券取引所他 上場)	スイス・ チュー リッヒ	3.8億スイ スフラン	銀行、証券業務	(被所有) 100%	資産運用業務及 びそれに関する 事務委託等、人 件費	- 追加	5,274,305 4,981,191 334,026 9,428	未収入金 その他未収収益 未収運用受託報酬 未払費用	12,057 153,365 3,932 47,495

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又 は出資金	事の容又職業	議決権の 所有(被 所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金 額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)	
----	--------	----	--------------	--------	---------------------------	-----------	-------	------------------	----	------------------	--

									有価証券届出書	(Žξ
						資産運用業 務	運用受託報酬	11,949	未収入金	132,611	1
	ユービーエス証券	東京都千代田区	600億円	証券	なし	人件費の立 替	人件費(受 取)	45,963	未収運用受託報 酬	5,004	
	会社	大手町		業		人件費、社会 保険料など	事務委託費	276,412			l
						の 立替	不動産賃借料	254,126	未払費用	227,983	
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百 万 米国ドル	サー ビ ス業	なし	人件費の立 替	給料・手当	132	-	-	
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米国ドル	資産 運 用業	なし	人件費の立 替	給料・手当	14,864	未払費用	127	
親	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資産 運 用業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	18,043	未収運用受託報 酬	611	
숤	UBS Global Asset		8百万	資産		資産運用業 務	その他営業収 益	164,224	その他未収収益	9,743	1
社	Management (Australia) Ltd	オーストラリア ・シドニー	オースト ラリアド ル	運用業	なし	及び、それに 関する事務 委 託等	事務委託費	271,073	未払費用	86,409	
						人件費の立 替	その他営業収 益	3,666	その他未収収益	3,666	
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4.0百万 シンガ ポールド ル	資産 運 用業	なし	資産運用業 務 に関する事	人件費(受 取)	21,767	未払費用	24,098	
子	-					務 委託	事務委託費	38,862			⇃
会	UBS Global Asset		125百万	資産		資産運用業 務	その他営業収 益	32,254	その他未収収益	15,223	
	Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	英国ポン ド	運用業	なし	及び、それに 関する事務 委	運用受託報酬	77,805	未収運用受託報 酬	25,553	
社						託等	事務委託費	424,335	未払費用	221,711	l
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポン ド	資産 運 用業	なし	人件費の立 替	人件費(受 取)	16,084	未収入金	2,773	
等	UBS Global Asset			資産		資産運用業 務	その他営業収 益	347,918	その他未収収益	108,209	
	Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米国ドル	運用業	なし	及び、それに 関する事務	事務委託費	170,328	未払費用	72,535	
	,					娄 託等	給料・手当	48,596			
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資産 運 用業	なし	兼業業務	その他営業収 益	583,691	その他未収収益	152,478	
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1 百万 米国ドル	資産 運 用業	なし	兼業業務	その他営業収 益	437,687	その他未収収益	100,594	
	UBS Fund Management Lux. SA	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産 運 用業	なし	資産運用業 務	運用受託報酬	33,290	未収運用受託報 酬	967	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
 - 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第17期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(1) 親会社

										(1)=125
属性	会社等の名称	住 所	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
1 - : -	ユービーエス.エ		3.8億スイ		(金銭の預入れ		現金 ・ 預金	2,685,819
会社	イ.ジー(ロンド ン証券取引所他	チュー リッヒ	スフラン	券業務	100%	資産運用業務及 びそれに関する	増加	4,896,377		
1	上場)	المور				事務委託等、人	減少	2,591,640		
						件費			未収入金	1,383
							運用受託報酬	3,626	未収運用受託報酬	4,044
							その他営業収益	530,376	その他未収収益	305,772
							事務委託費	150,692	未払費用	111,449
							給料・手当	42,399		
							営業雑費用-その他	40,527		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

									<u>有価証券届出書(</u>	<u> </u>
						資産運用業務	運用受託報酬	10,573	未収運用受託報酬	4,480
	 ユービーエス証券	東京都千代田区				人件費の立替	人件費(受取)	42,839	未収入金	234,931
	会社	大手町	600億円	証券業	なし	人件費、社会	事務委託費	281,133		
						保険料などの 立替	不動産関係費	235,256	未払費用	231,336
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミ ントン	22,205百万 米国ドル	サービ ス業	なし	人件費の立替	給料・手当	53	-	-
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万 米国ドル	資産運 用業	なし	人件費の立替	給料・手当	5,713	-	-
親	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼ ル	1百万 スイス フラン	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	10,920	未収運用受託報酬	502
	UBS Global Asset		40百万			資産運用業務	その他営業収益	182,048	その他未収収益	40,403
١.	Management	オーストラリア ・シドニー	オースト	資産運 用業	なし	及び、それに 関する事務委	事務委託費	392,957	未払費用	108,002
会	(Australia) Ltd	71-	ラリアドル	7137		託等				
	UBS Global Asset		4百万			資産運用業務	その他営業収益	16,609	その他未収収益	4,424
社	Management (Singapore)	シンガポール	シンガ	資産運 用業	なし	及び、それに 関する事務委	事務委託費	56,861	未払費用	23,047
'-	Holdings Pte Ltd		ポールドル	/13.70		託等				
	UBS Global Asset						運用受託報酬	72,139	未収運用受託報酬	30,761
lo	Management (UK)	英国・ロンドン	125百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	及び、それに 関する事務委	その他営業収益	78,795	その他未収収益	13,851
l	Ltd		大国がフィ	/n /k		託等	事務委託費	266,409	未払費用	106,036
子	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万 英国ポンド	資産運 用業	なし	人件費の立替	人件費 (受取)	20,263	-	-
						資産運用業務	運用受託報酬	8,634	未収運用受託報酬	6,845
١.	UBS Global Asset	火田 シナゴ	4水田 15日	資産運	なし	貝座運用業務 及び、それに	その他営業収益	339,396	その他未収収益	103,751
会	Management (Americas) Inc.	米国・シカゴ	1米国ドル	用業	なし	関する事務委	事務委託費	221,183	未払費用	43,004
						託等	給料・手当	75		
社	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	639,715	その他未収収益	164,926
等	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1 百万 米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	277,150	その他未収収益	87,827
	UBS Fund Management (Luxembourg) S. A.	ルクセンブルグ	10百万 ユーロ	資産運 用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,577	未収運用受託報酬	1,295
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス 共和国	2万米国ドル	資産運 用業	なし	兼業業務	その他営業収益	12,546	その他未収収益	12,546
	UBS Global Asset						その他営業収益	3,292	その他未収収益	4,295
	Management (HongKong) Limited	香港	25百万 香港ドル	資産運 用業	なし	資産運用業務	事務委託費	36,311	未払費用	9,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
 - 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
- 2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
- 3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	194,200円33銭	253,054円61銭
1株当たり当期純利益	66,773円73銭	58,854円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第16期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第17期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	1,442,312	1,271,252
普通株主に帰属しない金額(千円)	•	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,442,312	1,271,252
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

委託会社等の経理状況

- 1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。 また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成24年4月 1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

期別		第18期 中間	会計期間末
נים ניפ		(平成24年	9月30日)
科目	注記番号	内訳	金額
	番号	1 7 5 7	(千円)
(資産の部)			
流 動 資 産			
現 金・預金			2,972,047
未 収 入 金			12,088
未収委託者報酬			833,982
未収運用受託報酬			437,339
その他未収収益			645,586
繰 延 税 金 資 産			211,610
そ の 他			39,520
流 動 資 産 計			5,152,174
固定資産			
投資その他の資産			556,760
繰延税金資産		511,760	
ゴルフ会員権		45,000	
固定資產計			556,760
			·
資產合計			5,708,934

期 別		第18期 中間 (平成24年	9月30日)
科目	注記番号	内訳	金 額 (千円)
(負債の部)			
流 動 負 债			
預 り 金			41,577
未 払 費 用			1,028,759
未 払 消 費 税			30,465
未払法人税等			586,704
黄 与 引 当 金			399,950
そ の 他			1,432
流 動 負 债 計			2,088,889
固定負债			
退 職 給 付 引 当 金			250,438
固定負债計			250,438
負债合計			2,339,327
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,200,000
利益剰余金			1,169,606
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		619,606	
繰越利益剰余金		619,606	
純 資 産 合 計			3,369,606
負債・純資産合計			5,708,934

(2) 中間損益計算書

		等10 期 chi	間会計期間
#0 011			
期別			年4月1日
	\A=7	至 平,5224	年9月30日
科 目	注記 番号	内訳	金 額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		4,495,403	
運用受託報酬		685,878	
その他営業収益		968,085	
営業 収益計			6,149,366
営業費用			
支 払 手 数 料			2,308,429
広告宣伝費			46,902
調査費			42,215
営 業 雑 経 費			39,301
通 信 費		3,857	
印刷 費		620	
協会費		8,865	
その他		25,957	
営業費用計			2,436,848
一般管理費			
給料			1,397,494
役 負 報 酬		118,093	.,,
給料・手当		868,581	
賞 与		410,818	
文 際 費		110,010	34,564
旅费交通费			39,254
租税公課			19,935
不動產賃借料			124,619
退職給付費用			91,558
事務委託費			932,464
諸経費			29,311
一般管理費計			2,669,202
営業利益	\vdash		1,043,316
営業外収益	\vdash		1,040,010
受取利息		103	
¥ 収入		63	
│ * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		- 00	167
古来が松 霊 引 営業外費 用			107
高素が食の		6,330	
勿		0,000	6,330
全 常 利 益	\vdash		1,037,153
税 引 前 中 間 純 利 益	\vdash		1,037,153
法人税、住民税及び事業税	$\vdash\vdash$		571,036
法 人 税 等 調 整 額	\vdash		∆ 137,510
中間純利益	$\vdash \vdash$		603,627
1 181 1976 TT TEE			000,027

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

		V 1 1-2- 1 1 2/
		第18期 中間会計期間
株 主 資 本		自 平成24年 4月 1日
		至 平成24年9月30日
資 本 金	当 期 首 残 高	2,200,000
	当中間期変動額	_
	当中間期末残高	2,200,000
利益剰余金		
利益準備金	当 期 首 残 高	550,000
	当中間期変動額	_
	当中間期末残高	550,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当 期 首 残 高	2,715,979
	当中間期変動額 剰余金の配当	△ 2,700,000
	当中間純利益	603,627
	当中間期末残高	619,606
利益剰余金合計	当 期 首 残 高	3,265,979
	当中間期変動額	△ 2,096,372
	当中間期末残高	1,169,606
株主資本合計	当 期 首 残 高	5,465,979
	当中間期変動額	△ 2,096,372
	当中間期末残高	3,369,606
純 資 産 合 計	当 期 首 残 高	5,465,979
	当中間期変動額	△ 2,096,372
	当中間期末残高	3,369,606

(重要な会計方針)

- 1. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

- 2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

注記事項

(中間株主資本等変動計算書関係)

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第17期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	2,700,000	125,000	平成24年3月31日	第17期定時 株主総会の翌日

(金融商品関係)

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりで あります。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金		2,972,047	2,972,047	-
未収委託者報酬		833,982	833,982	-
未収運用受託報酬		437,339	437,339	-
その他未収収益		645,586	645,586	<u> </u>
	資 産 計	4,888,955	4,888,955	-
未払費用		1,028,759	1,028,759	-
未払法人税等		586,704	<u>586,704</u>	<u>-</u>
	負 債 計	1,615,463	1,615,463	-

(注)1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額によ り表示しております。

(セグメント情報)

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

日本	米国	その他	合計
556,420千円	733,227千円	364,315千円	1,653,963千円

(注)営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 4,495,403千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ (*1)	1,097,542千円	投資運用

(注)委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBSグループは、UBS AG(本店:スイスのバーゼルおよびチューリッヒ)を中心に、世界の主要な金融センターを含む50カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(1株当たり情報)

第18期 中間会計期間 自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日

1株当たり純資産額

156,000円32銭

1株当たり中間純利益金額

27,945円70銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益

603,627千円

普通株式に係る中間純利益

603,627千円

普通株式に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません

普通株式の期中平均株式数

21.600

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を 受けて銀行業を営むとともに、金 融機関の信託業務の兼営等に関す る法律(兼営法)に基づき信託業 務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成24年9月末日現在)	事業の内容
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一 種金融商品取引業を営んでいま す。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成24年11月末日現在)	事業の内容
UBSグローバル・アセット・ マネジメント (UK)リミテッド	125百万ポンド (約16,467百万円)	内外の有価証券等に関する投資顧 問業務およびその業務に付帯する 一切の業務を営んでいます。
UBSグローバル・アセット・ マネジメント (アメリカス)インク	1米ドル (約82円)	内外の有価証券等に関する投資顧 問業務およびその業務に付帯する 一切の業務を営んでいます。

平成24年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ポンド=131.74円、1米ドル=82.12円)にて円換算

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売業務及び一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの投資顧問会社として、信託財産 の運用指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社 該当事項はありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額:10,000百万円(平成24年3月末日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【その他】

- 1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- 2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
- 3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
- 4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
 - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
 - ・登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。
 - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)。
 - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいます。
- 5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- 6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- 8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
 - 委託会社の金融商品取引業者登録番号
 - ・目論見書の使用開始日
 - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

> 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上野佐和子印

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

(注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の監査報告書(中間)へ

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月3日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 上野 佐和子 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 伊藤 志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。